

## ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理

令和6年5月31日  
内閣府  
国土交通省

**I 「移動の足」不足の解消実態に係る論点**

全ての地域について、適切なデータを検証して地域交通の「担い手」不足、「移動の足」不足解消の状況を確認し、自家用車活用事業や自家用有償旅客運送の制度の効果について、現時点では期限を定めず、適切な期間で、定量的に丁寧な評価を行い、適時適切に改善を不断にしていくことが望ましい。一方で、現時点においては、取得可能なデータの対象地域、内容には限界があることを踏まえ、少なくとも、アプリ等でデータが把握可能な12都市については、適切なデータを検証する。

その際、これらの施策は開始して間もなく、天候・季節波動・イベント等による需要の短期的・中期的な増減への対応も含め、制度の運用について柔軟な見直しを行っていくことから、直ちにその評価を行うことは困難であることに留意する。

**1. モニタリングによる実態把握(自家用車活用事業及び自家用有償旅客運送)**

- (1) 自家用車活用事業の創設や自家用有償旅客運送の制度改善の状況
- (2) 利用者目線でのモニタリング
  - ① 主に都市部におけるモニタリング項目
  - ② 主に地方部におけるモニタリング項目
- (3) 交通サービス、地域ごとの特性も加味した「移動の足」の充足の検証 等

**2. モニタリングの実効性確保(自家用車活用事業及び自家用有償旅客運送)**

- (1) モニタリング項目の充実・整理
- (2) モニタリングの実施方法 等

**II 現時点で想定される論点**

I の考え方を踏まえ、地域の「担い手」不足、「移動の足」不足の解消の観点から、自家用車活用事業の創設や自家用有償旅客運送の制度改善等が、地域交通の「担い手」不足や「移動の足」不足への対策として十分でないと合理的に考えられる場合に備え、総合的な交通政策の観点も踏まえ、例えば、以下の事項などについて、法制度等の議論を行う必要がある。

**1. 車やドライバーの安全の確保**

- (1) 運行管理のデジタル化・遠隔化
- (2) ドライバーの教育・研修の効率化
- (3) 実効性のある性犯罪対策

**2. 事故時の責任体制の確保**

事故時の乗客に対する万全の責任体制の構築

**3. ドライバーの適切な就業条件****4. 個別輸送の充実による利用者利便の確保と外部不経済の発生とのバランス****5. 全国展開のための制度要件、公平な競争条件の確保**

広域での事業運営、価格規制の緩和、運営主体拡大等の際の公平な競争条件の確保、必要なタクシーサービスの確保

**6. 諸外国のライドシェアで浮き彫りになった問題****7. 消費者保護の確保**

苦情処理のデジタル化の実現